

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課					
	事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)		
消費生活の環境基盤整備 1-1 関係機関との連携の強化	1	市役所内ネットワークの強化		総合的な取り組みができるように、市役所内関係部署などが横断的に連携し、ネットワークの強化を図り、消費生活の基盤整備を推進します。多重債務者問題などのトピックスをテーマとした市役所内研修や連絡会を開催することで、関係部署相互の理解と連携を促進します。	消費生活センター	特別相談及び庁内・外の研修の情報を共有する。 また、多重債務問題庁内連絡会などを定期的に実施する。	下記の会議へ参加し情報共有を図った。 ・防犯対策連絡会 書面会議 1回参加(3月) ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 1回参加(12月) ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 書面会議 1回参加(3月) また、11月、多重問題庁内連絡会(18課中11課、14人参加)を実施し、日本貸金業協会講師による研修を行った。	会議へ参加し、防犯課、生活自立支援課と情報共有を行い、また、11月には多重債務問題庁内連絡会を開催して窓口の対応例を挙げて関係所管間の相互理解と連携を図ることができた。	特別相談及び庁内・外の研修の部局を超えて情報を共有する。 また、多重債務問題庁内連絡会などを定期的に実施する。
	2	地域のネットワークづくり		地域のコミュニティ機能のさらなる向上を目指し、警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなどのネットワークづくりに取り組みます。	消費生活センター	高齢者あんしん相談センターなどへの消費生活に関する情報提供・情報交換を実施し、高齢者あんしん相談センター等を中心としたネットワークを活かしながら、消費者被害防止の見守りを行う。 地域との係りのある身近な組織とのネットワークを通じて、注意喚起情報などを効果的に発信する。	・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに消費生活に関する情報提供を行った。 4月～3月(毎月) ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動を28か所実施した。 ・防犯対策連絡会 書面会議 1回参加(3月) ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和2年4月現在 107クラブ 7,587人 17支部)啓発(台町市民センター) 2月10日、3月10日啓発注意喚起情報を提供した。	・高齢者安心相談センター21か所に高齢者見守りのための注意喚起情報の提供を行い関係者等の意識向上に効果があった(増刷の要望があった)。 ・サロン(支えあい事業運営団体)、シニアクラブなどを対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動を行い、会員の意識啓発に努めた。 ・防犯対策連絡会に書面会議での参加により、警察情報等の収集を行うことができ、今後の注意喚起の参考になった。 ・シニアクラブ連合会常任理事会に今年度から出席し注意喚起情報の提供等を行い市民の消費生活の安全意識の高揚に努めた。	高齢者安心相談センター、シニアクラブ連合会などへの消費生活に関する情報提供・情報収集を実施し、高齢者安心相談センターセンター長会議、シニアクラブ連合会常任理事会等に参加しネットワークを形成する
	3	消費者団体への支援		安全・安心な消費生活が実現できるように、八王子市消費者団体連絡会を中心に、情報交換や地域の消費者団体などへの活動支援・連携強化を図ります。	消費生活センター	消費者団体連絡会や市内の消費者団体への活動支援・連携強化及び消費者団体連絡会への加入促進を図る。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止)	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWEBにより開催し、消費生活情報を提供した。食とくらしに関する講演会については、その機会を活用し、消費者団体がフードドライブを実施し、コラボレーションによる開催とした。 ・消費者団体連絡会:2回開催 ・月間講演会:消費者団体参加(フードドライブ実施)	消費者団体連絡会の開催により情報交換を行い、各団体の消費生活に関する意識を高めることができた。また、講演会の機会を活用し、消費者団体にフードドライブを実施してもらうなど、連携強化を図った。	消費者団体連絡会や市内の消費者団体への活動支援・連携強化及び消費者団体連絡会への加入促進を図る。 ・消費者団体連絡会:3回
	4	警察との連携強化		悪質商法や詐欺などに対しては、警察など関係機関と連携強化を図ります。	消費生活センター	防犯対策連絡会やイベントへの参加を通して、情報交換・情報共有を行い関係機関との連携を強化する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議やイベントの開催が中止となり、対面での情報共有を行う機会は減少したが、消費生活審議会・消費者教育推進会議においてはオブザーバーとして警察からの参加を依頼し、情報提供・共有を図り連携を強化した。 ・第2回消費生活審議会・消費者教育推進会議開催(12月21日)	消費生活審議会などへのオブザーバー参加により、警察からの意見やアドバイスをもらうことにより、実態の共有や情報交換ができ、相互の連携を強化することができた。	防犯対策連絡会やイベントへの参加を通して、情報交換・情報共有を行い関係機関との連携を強化する。
					防犯課	前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署や民生委員、ケアマネージャー等と協力しながらオレオレ詐欺等の特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象として貸与する。 また、引き続き啓発活動を努めるとともにあらゆる媒体を通じて、被害に遭いやすい高齢者の子や孫世代への啓発も強化する。	メール配信回数:68回(特殊詐欺等に関する防犯情報) 特殊詐欺多発地域の町会自治会へ特殊詐欺啓発チラシの掲示・回覧依頼、またチラシのポスティング等 防犯指導員による活動回数:121回 防犯対策連絡会:1回書面開催(3/3) 自動通話録音機貸与台数:360台(令和2年度(2020年度)) 八王子市役所本庁舎行政情報掲示板にて、警察が作成した特殊詐欺の注意喚起(静止画・DVD)を放映、チラシ・ポスターの設置	警察署などの関係機関と連携しながら、各種対策を行ってきたものの、特殊詐欺被害は依然として猛威を振るっている状況のため、注意啓発の対象を広げ、またその方法をさらに工夫するなど、より一層の取り組みを行う必要がある。 令和2年(2020年)市内特殊詐欺被害 約1億4,500万円 81件 (参考)令和元年(2019年) 約1億6,500万円 88件	前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署や民生委員、ケアマネージャー等と協力しながらオレオレ詐欺等の特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象として貸与する。 また、コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の啓発の場が減っているため、非接触型であらゆる媒体を通じて、被害に遭いやすい高齢者の子や孫世代への啓発も強化する。
	1	商店街活性化の推進		地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔のみえる安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。	産業政策課	新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組む商店街を支援することで、商店会連合会への加入促進につなげる。4月～3月	商店会連合会事務局である商工会議所が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街を支援する事業「八王子市商店街にぎわい補助金」の書類受付をした際に、商店会連合会への加入促進を行った。	加入実績はなかったが、商店会連合会の存在を知ってもらうことができた。加入に結びつきたい。	大型店が出店する機会などに、商店会連合会への加入を促していくとともに、現在未加入の商店会にも引き続き加入を促していく。4月～3月
	2	事業者指導の実施		食の安全に関する知識と理解の推進として、許可更新時における事業者向けの講習会や実務者講習会を通じて、食中毒防止、食品の取り扱い、食の安全に関する情報提供と指導を実施します。	生活衛生課	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。	事業者向け講習会および実務者講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催とした。	・八王子市ホームページを通じ、事業者者に食中毒予防等に必要知識や対応方法を情報提供した。 ・食品衛生上の観点から、事業者に対する指導は継続的に実施していく必要がある。	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。
	3	事業者への啓発		商店会や商工会議所とも連携し、事業者に対して、法令遵守、消費者への適切な情報提供について啓発を行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令遵守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:南東地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:4月 検査地域:南東地域 家庭用品:15店舗(73品目) 電気用品:5店舗(12機種) ガス用品:4店舗(7機種) 液化石油ガス器具:3店舗(5機種)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令遵守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:南西地域
	4	商店会、商工会議所との連携		商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。	消費生活センター	今後も商店会や経済団体等などの連携を通して消費生活に関する情報提供・情報交換を行うとともに、市民に対しても周知を行える場や機会を広げる。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、商店会・商工会議所などが行うイベントが中止され、消費生活センターや消費生活に関する情報提供を行うことができなかったが、審議会等を通して団体の役員と現況の情報交換を行った。	今後も商店会や経済団体等などの連携を通して消費生活に関する情報提供・情報交換を行うとともに、市民に対しても周知を行える場や機会を広げる。	団体との現状報告を行い、連携の機会を検討していく。
					産業政策課	新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの開催が未定の状況であるが、各店舗で配布するなどを検討していく。4月～3月	新型コロナウイルス感染症の影響で商店街のイベントが中止となったため、各店舗での配布を検討したが、実施に至らなかった。	従前の方法を見直す時期と捉え、見直し・検討していきたい。	新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下で、情報提供の方法を見直し・検討していく。4月～3月

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課					
		事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
1-1 【統一】 「消費生活の環境基盤整備」 関係機関との連携の強化	【統一】 (2) 事業者、商店会等との 連携強化	5	計量業務を通じての事業者との連携	中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用して、個人営業店を含めた事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行い連携の強化を図ります。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:4月～6月 立入検査実施時期:(前期)6月・7月※コロナウイルス感染拡大防止により中止 (後期)10月・11月	市内全域を対象に、大型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間:4月 検査戸数:21件 検査個数:はかり 25個 分銅・おもり12個 【立入検査】 コロナウイルス感染拡大防止により中止	はかりの定期検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:5月～8月 立入検査実施時期:(前期)6月～8月 (後期)10月～12月
		1	事故情報などの迅速な提供	商品の重大事故などが発生した場合は、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、市民への迅速な情報提供を行います。	消費生活センター	引続き、関係機関と連携を図り、市ホームページ、SNSやポスター・チラシなどで市民への迅速な情報提供に努める。	・商品の重大事故(ドライバー関連熟傷事故及びヨガ教室における頸椎捻挫事故)について消費者庁消費者安全課に通知を行い連携を図った。 ・消費者事故等(生命・身体被害分野)の通知手順について定め当該案件が発生した時は消費者庁に通知するよう庁内に周知した。 ・重大事故等に関し、引続き、関係機関と連携を図り、市ホームページ、SNSやポスター・チラシなどで市民への迅速な情報提供に努めた。 ・コロナウイルス感染症等を始めとする相談事例等に関して市ホームページ、SNS、ポスター・チラシを利用して、速やかに市民への情報提供を行った。	タイムリーな注意喚起情報の提供、また、市ホームページ等を活用することで広く市民へ周知することができ、消費者がトラブルから身を守るための啓発を効果的にでき、相談につながった。 庁内所管へ消費者行政等発生時の消費者庁派の通知について周知したことで、より多くの事故情報と市民への注意情報提供が進むようになった。	引続き、関係機関と連携を図り、市ホームページ、SNSやポスター・チラシなどで市民への迅速な情報提供に努める。
		2	市民への安全情報の提供	商品やサービスの安全性について、国や東京都など関係機関と連携して、適宜ホームページ等により情報提供を行うとともに、消費生活講座などを通じて市民に情報提供を行います。	消費生活センター	引続き、関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。	・関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供に努めた。 ・新型コロナウイルス感染防止のため上半期の講座の開催は中止となったが、その後、出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行うことができた。 出前講座(2回 25名) 消費生活教育講座(1回 32名)	タイムリーな注意喚起情報の提供により、危険から身を守るための啓発を効果的にできた。	引続き、関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。 新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。
		3	関係機関との情報共有	消費者庁、(独)国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察などの関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が悪徳商法などへの対応には不可欠なため、各機関との連携を緊密にし、適切かつ迅速な情報提供を行います。	消費生活センター	引続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を図る。	・東京都と連携して「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」を実施し、市内公共機関等へリーフレットを配布し、情報共有に努めた。 ・「高齢者見守り講座」の周知・案内のため民生・児童委員協議会、高齢者あんしん相談センター、高齢者サロン等へリーフレット、案内チラシ(申込書兼ね)を配布し、併せて市内公共機関等へリーフレットを配布し、情報共有に努めた。 ・防犯対策連絡会(書面会議)への参加などを通じて、警察との消費者被害に関する情報共有を行った。 ・東京都と連携して「若者悪質商法被害防止キャンペーン」を実施し情報共有を図った。 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和2年4月現在 107クラブ 7,587人 17支部)啓発(台町市民センター) 2月10日、3月10日啓発注意喚起情報を提供した。	関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携は、非常に効果的であり、今後もネットワークの活用を図る必要がある。	引続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を図る。
		4	知識の普及・啓発	消費生活啓発推進委員と共に消費者の消費生活に関する知識の普及に取り組みます。	消費生活センター	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・月間講演会八王子会場 ・消費生活フェスティバル ・東京都共催講演会 12月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回 ・広報消費生活特集号発行	消費生活啓発推進委員会と協働で「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」を作成し、消費生活に関する知識の普及に取り組んだ。 ・環境フェスティバル:新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・生涯学習フェスティバル:新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・消費生活フェスティバル:3/1～31 WEB開催 HP閲覧数 2,421件 ・月間講演会八王子会場:11/20 68名 ・消費生活ニュース:毎月発行 10回 ・くらしのレポート:7・12月号発行 2回 ・広報消費生活特集号発行 ・消費者教育研修(E-ラーニング)開催 2/1～2/28 2,826名(対象:市役所全職員)	消費生活フェスティバルをWEBで開催することにより、消費生活情報を1か月間にわたり提供することができた。また、月間講演会では、コロナ禍において参加者に食とくらしの知恵についてのタイムリーな情報を提供することができた。 そのほか、消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができた。	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより、定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:10月 ・月間講演会八王子会場:11月 ・消費生活フェスティバル:2月(WEB開催) ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:4・12・3月号発行 3回 ・広報消費生活特集号発行
1-2 安心できる市内消費環境づくり	(1) 情報の収集と効果的な発信	5	消費生活ニュース、くらしのレポートの発行	定期的「消費生活ニュース」、「くらしのレポート」の発行を行い、消費生活に関する情報を提供します。	消費生活センター	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 R2.4～R3.3月号 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース:原則毎月発行 10回(コロナウイルス感染予防対策のため5・6月号休刊) R2.4～R3.3月号 ・くらしのレポート:7・12月号発行 2回	消費生活ニュースでは「新型コロナウイルス」など注目されている情報を提供した。また、くらしのレポートは、消費生活啓発推進委員会と消費生活センターとの共催のイベントなどの活動について掲載して発行することにより適切な啓発ができた。	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 R3.4～R4.3月号 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回
		(2) 商品・サービス	1	食の安全確保と情報提供	食品衛生法に基づく必要な食品検査を実施し、食の安全確保に取り組めます。また、市民や事業者に対する講習会や講座、広報などを通して食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図ります。	生活衛生課	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座 ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。	・市内で製造及び流通する食品検査を169検体実施した。 ・事業者向け講習会および実務者講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とした。 ・10月に食に関する街頭相談を八王子食品衛生協会と共催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催しなかった。 ・市民からの依頼による出前講座は、依頼がなかった。	・市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全安心の推進に寄与することが出来た。 ・事業者向け講習会は、八王子市ホームページを通じ、食の安全・安心に関する情報提供をに行うことが出来た。

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

(資料1)

施策の方向			事業名	主な取り組み	課 名	担 当 課			
						令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)
ヒ	ス	2	住まいの相談会の実施	住まいの安全を確保するために、木造住宅の耐震診断、増改築や修繕などの相談会を実施します。	住宅政策課	継続実施 ・住宅増改築相談：月～金(8時30分～17時) ・住まいのなんでも相談会 :毎月(2日～5日間)	市民が安心して住宅のリフォーム相談が出来るよう市内の施工業者の団体を紹介する「住宅増改築相談」を実施した。 また、本庁舎市民ロビー及び八王子駅南口総合事務所展示スペースで市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」を実施した。 ・住宅増改築相談： 71件 ・住まいのなんでも相談会 :開催日数 26日 相談件数 61件 ・耐震フェア(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催) :開催日数 2日 相談件数 5件 来場者数 474名	市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることができている。	継続実施 ・住宅増改築相談：月～金(8時30分～17時) ・住まいのなんでも相談会 :毎月(2日～5日間)

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向			担 当 課					
	事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
<p>「統」</p> <p>消費生活の環境整備</p> <p>1-2 安心できる市内消費環境づくり</p>	<p>(3) 適正な表示、適正な取引の実現</p>	1 商品の表示に関する検査・指導の実施	消費生活センター	<p>市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。</p> <p>実施時期:9月 検査地域:南東地域</p>	<p>製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。</p> <p>検査時期:4月 検査地域:南東地域</p> <p>家庭用品:15店舗(73品目) 電気用品:5店舗(12機種) ガス用品:4店舗(7機種) 液化石油ガス器具:3店舗(5機種) 消費生活用製品:7店舗(19機種)</p>	<p>立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。</p>	<p>市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。</p> <p>・実施時期:9月 ・検査地域:南西地域</p>	
		2 適正な計量に関する検査・指導の実施	<p>中核市移行に伴い権限移譲された計量業務に関して、商店や事業所において取引等に使用するばかりの定期検査、商品量目立入検査等を行います。また、様々な媒体により、適正な計量の重要性に関する啓発や情報提供を行います。</p>	消費生活センター	<p>計量法に基づき、はかり定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施するとともに、ホームページなどを通じ、立入検査結果等についての情報を発信する。</p> <p>定期検査実施期間:4月～6月</p> <p>立入検査実施時期:(前期)6月・7月※コロナウイルス感染拡大防止により中止(後期)10・11月</p> <p>買取検査実施時期:12月</p>	<p>市内全域を対象に、大型はかりの定期検査を実施した。また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。</p> <p>【定期検査】 検査期間:4月 検査戸数:21件 検査個数:はかり 25個 分銅・おもり12個</p> <p>【立入検査】 コロナウイルス感染拡大防止により中止</p> <p>【買取検査】 実施時期:3月 検査品名:チョコレート類 検査品目数:5品目 検査個数:15個</p>	<p>はかりの定期検査、商品買取検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。</p>	<p>計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。</p> <p>定期検査実施期間:5月～8月</p> <p>立入検査実施時期:(前期)6月～8月(後期)10月～12月</p> <p>買取検査実施時期:12月</p>
<p>消費者教育の推進</p> <p>2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み</p>	<p>(1) 効果的な啓発・情報提供の推進</p>	1 多様な形態での情報提供	消費生活センター	<p>市広報・ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行う。</p> <p>パネル展:随時</p> <p>・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定)</p> <p>・消費生活フェスティバル:2月初旬</p> <p>・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回</p> <p>・注意喚起情報チラシの個配 2～3回</p> <p>・ホームページを用いた情報発信 随時</p> <p>・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示</p> <p>・はちバス車内広告掲示</p>	<p>多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行った。</p> <p>・パネル展示:随時</p> <p>・消費生活ニュースのSNSによる発信 10回 R2.4～R3.3月号(5.6月号休刊)</p> <p>・ホームページを用いた情報発信 随時</p> <p>・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示 4・6・8・10・12・1・2・3月</p> <p>・はちバス車内広告掲示 4月～3月(悪質商法に関する注意喚起)</p> <p>・生涯学習フェスティバル:(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止)</p> <p>・第54回WEB八王子市消費生活フェスティバル(コロナウイルス感染症拡大予防のため実際の展示等の開催方法を変更し八王子市役所のホームページ上での参加団体等の紹介を主とした開催を実施):3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 2,421件</p> <p>・消費生活ニュースのSNSによる発信 10回(5・6月休刊)</p> <p>・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京 3月配布17,000枚</p>	<p>創意工夫し八王子市役所のホームページ上で参加団体の紹介を行う「WEB八王子市消費生活フェスティバル」を実施した。2,421件のホームページ閲覧数であった。</p> <p>また市ホームページ上では重要な注意喚起情報等の消費生活情報を随時更新し、SNSを用いた情報発信により、若年層などへの意識啓発を図り、JR八王子駅北口地下自由通路やはちバスの車内広告でポスター等の掲示を行い、悪質商法からの被害防止を広く一般の方に呼び掛けることができた。</p>	<p>市広報・ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行う。</p> <p>・パネル展:随時</p> <p>・生涯学習フェスティバル:新型コロナウイルス感染拡大防止により中止予定</p> <p>・環境フェスティバル:新型コロナウイルス感染拡大防止により中止予定</p> <p>・消費生活フェスティバル:2月 WEB方式</p> <p>・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回</p> <p>・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京 2～3回</p> <p>・ホームページを用いた情報発信 随時</p> <p>・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示</p> <p>・はちバス車内広告掲示</p>	
		2 専門的な講座の実施	<p>(独)国民生活センター、東京都金融広報委員会など専門的な知識をもった関係機関と連携して消費者教育に関する講座を実施します。</p>	消費生活センター	<p>消費生活講座・講演会など市民のニーズをとらえた内容で実施する。</p> <p>・夏休み親子見学会</p> <p>・消費生活講座</p> <p>・月間講演会八王子会場(共催)</p> <p>・東京都共催講演会</p>	<p>・夏休み親子見学会、消費生活講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <p>・月間講演会八王子会場(共催) 11月22日 参加者:68人</p> <p>・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 12月4日 参加者:32人</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防のため各種講座等中止となったが、市民の消費者トラブル未然防止等の安全安心社会の実現に向け講演会等可能な限り実現できたと考える。</p>	<p>消費生活講座・講演会など市民のニーズをとらえた内容で実施する。</p> <p>・夏休み親子見学会(新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止)</p> <p>・消費生活講座</p> <p>・月間講演会八王子会場(共催) 11月</p> <p>・消費生活教育講座(東京都共催講演会)9月</p>
		3 出前講座などの啓発活動の推進	<p>消費者トラブルを回避するために、出前講座やパネル展・消費生活フェスティバルといったイベントなどの様々な機会、効果的な啓発活動を推進します。</p>	消費生活センター	<p>出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図る。</p> <p>・出前講座</p> <p>・消費生活フェスティバル 2月初旬</p> <p>・月間講演会八王子会場(共催) 11月下旬</p> <p>・東京都共催講演会 12月上旬</p>	<p>出前講座やWEB消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図った。</p> <p>・夏休み親子見学会、消費生活講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <p>・出前講座 2回 参加人数:25人(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出前講座は6月末まで中止した。)</p> <p>・パネル展示:随時</p> <p>・第54回WEB八王子市消費生活フェスティバル(コロナウイルス感染症拡大予防のため実際の展示等の開催方法を変更し八王子市役所のホームページ上での参加団体等の紹介を主とした開催を実施):3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 2,421件</p> <p>・月間講演会八王子会場(共催) 11月22日 参加者:68人</p> <p>・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 12月4日 参加者:32人</p>	<p>創意工夫し八王子市役所のホームページ上で参加団体の紹介を行う「WEB八王子市消費生活フェスティバル」を実施した。2,421件のホームページ閲覧数であった。</p> <p>また、同様に限られた時間の中、出前講座、パネル展示、月間講演会八王子会場(共催)、消費生活教育講座(東京都共催講演会)の開催が行えたことは注意喚起の継続的発信ができたと考ええる。</p>	<p>出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図る。</p> <p>・出前講座</p> <p>・消費生活フェスティバル 2月 WEB方式</p> <p>・月間講演会八王子会場(共催) 11月</p> <p>・消費生活教育講座(東京都共催講演会)9月</p>

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課			
事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
4 民間施設への啓発冊子の配備	情報が得にくい高齢者が消費者被害などの情報を把握しやすいように公の施設だけでなく、民間の施設への啓発冊子の配備などを推進します。	消費生活センター	引き続き協力を得られる民間施設へ啓発冊子などの配架を依頼する。 毎月発行する消費生活ニュースを保育幼稚園課と連携して保育所、幼稚園へ送り、保護者向けに掲示・配布を依頼する。	高齢者あんしん相談センターや保育園、幼稚園などに消費生活啓発冊子等を配付した。 ・高齢者見守りリーフレット配布 地域包括支援センター21か所 ・消費生活ニュースの配信(新型コロナウイルス感染拡大防止のため5・6月を除く)、保育園・幼稚園にメール配信(毎月) ・「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」(消費者庁作成冊子)を保育園・幼稚園・子ども家庭支援センター・市保健福祉センターへ配布 400冊	公共施設ばかりでなく、民間施設で啓発資料の掲示・配布を行うことで、より多くの市民へ啓発が図られた。	引き続き協力を得られる民間施設へ啓発冊子などの配架を依頼する。 毎月発行する消費生活ニュースを保育幼稚園課と連携して保育所、幼稚園へ送り、保護者向けに掲示・配布を依頼する。	
教育 各種イベントでの啓発	市民と協力して、消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、パネル展などの様々なイベントの機会を利用して消費者に啓発活動を実施します。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・消費生活フェスティバル:2月上旬 ・パネル展:随時	第54回WEB八王子市消費生活フェスティバルの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施した。 ・環境フェスティバル:(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・第54回WEB八王子市消費生活フェスティバル(コロナウイルス感染拡大予防のため実際の展示等の変更し八王子市役所のホームページ上での参加団体等の紹介を主とした開催を実施):3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 2,421件 ・パネル展:随時	創意工夫し八王子市役所のホームページ上で参加団体の展示等を行う「WEB八王子市消費生活フェスティバル」を実施した。2,421件のホームページ閲覧数であった。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:10月 ・月間講演会八王子会場:11月 ・消費生活フェスティバル:2月 WEB開催 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・パネル展:随時	
1 幼児・保護者等の消費者教育	幼稚園・保育所での日々の教育・保育の実践の中での取り組みのほか、できるだけ早い時期から幼児とその保護者が、自らの安全を守る知識を身に付けられるよう、子育て中の保護者が集まるイベント等で消費者教育を行います。	消費生活センター	生涯学習フェスティバルや環境フェスティバル、児童館こどもシティなどのイベントに参加し消費者教育を実施する。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・消費生活フェスティバル:2月上旬 ・こどもシティ:3月中旬 消費生活ニュース:毎月発行R2.4～R3.3月号	第54回WEB八王子市消費生活フェスティバルの開催、国民生活センターの注意喚起情報「子どもサポート情報」等の保育・幼稚園への提供を通して幼児・保護者等の消費者教育を行った。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・第54回WEB八王子市消費生活フェスティバル(コロナウイルス感染拡大予防のため実際の展示等の変更し八王子市役所のホームページ上での参加団体等の紹介を主とした開催を実施):3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 2,421件 ・こどもシティ:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活ニュース:原則毎月発行 10回(コロナウイルス感染予防対策のため5・6月号休刊) R2.4～R3.3月号、 ・国民生活センター「子どもサポート情報」を保育園・幼稚園にメール配信(毎月) ・「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」(消費者庁作成冊子)を保育園・幼稚園・子ども家庭支援センター・市保健福祉センターへ配布 400冊	第54回WEB八王子市消費生活フェスティバルの開催、国民生活センターの注意喚起情報「子どもサポート情報」等の保育・幼稚園への提供を通して幼児・保護者等の消費者教育を行った。 第54回WEB八王子市消費生活フェスティバルにおいては、市内児童館の紹介を動画にて行い周知が図れた。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、児童館こどもシティなどの様々なイベントに参加し幼児・保護者等の消費者教育を実施する。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:10月 ・消費生活フェスティバル:2月 WEB開催 ・こどもシティ:3月13日 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回	
		保育幼稚園課	引き続き、「八王子市消費生活ニュース」を配布し、必要な情報を提供する。	「八王子市消費生活ニュース」を市内保育園や幼稚園等へ配布し、積極的に情報提供を行った。	適宜、必要な情報を提供することができた。園児やその保護者に対する分かりやすい情報提供については、今後も充実を図る必要がある。	引き続き、「八王子市消費生活ニュース」を配布し、必要な情報を提供する。	
		指導課 R3～教育指導課	教員に消費者教育の必要性を認識してもらったため、教員向け研修会を開催し、それにより副読本の更なる活用を推進する。 また、引き続き資料作成委員会を開催して、現場の教員の声を反映して副読本を作成する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教員向けの研修会は開催することはできなかったが、中学生向け副読本については、作成担当の先生からの意見により活用ガイドを新たに作成し、家庭科部会において先生同士で情報を共有し、活用を促した。 ・小学生向け「わたしたちのくらしと商店の仕事」5,000部作成 教員用活用ガイド(全小学校へ配付) ・中学生向け「磨け！消費者力」5,050部作成 教員用活用ガイドを新たに作成して全中学校へ配付	教職員を対象とした研修会はできなかったが、中学生向けの活用ガイドを作成し、先生方が自らの部会で情報を共有することで、授業への活用も促進された。	成年年齢引き下げやSDGs等、消費者教育の新たな課題(内容)の副読本への反映や、教育資料のデジタル化等について、現場の教員の意見を聞きながら検討し、活用しやすい副読本を作成する。	
3 大学と連携した消費者教育	学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	消費生活センター	若者向け消費者被害防止リーフレット・クリアファイルの配布などを実施する。また大学と連携を図り、大学生への情報提供を行う。 ・新入学生対象ガイダンス ・消費者被害防止クリアファイル配布 ・大学教職員向け研修会 ・大学新入生向け情報誌BIGWESTへ消費生活注意情報などを掲載	大学側が求める大学生への消費者被害防止のデジタルコンテンツを活用した新たな啓発手法として、令和4年4月からの成年年齢引下げになることや若者が消費生活トラブル遭わないための注意喚起情報資料(動画資料等)をメールで大学コンソーシアム八王子(25大学等加盟 在籍学生数 合計 104,418名)通じて提供し、学生専用ポータルサイトや保護者専用ポータルサイトへの掲載を依頼した。その他に大学教職員向け研修会の実施、若者向け消費者被害防止リーフレット、クリアファイル等を大学へ配布した。 ・消費者被害防止クリアファイル配布 5校(5,500部) ・若者向け消費者被害防止リーフレット 5校(5,500部) ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)「飯田橋 四コマ劇場」5校(5,500部) ・大学教職員向け研修会 1回3校3名、市職員4名 ・大学新入生向け情報誌BIGWESTへ消費生活注意情報などを掲載	大学側が求めるデジタルコンテンツを活用した新たな啓発手法として、令和4年4月からの成年年齢引下げになることや若者が消費生活トラブル遭わないための注意喚起情報資料(動画資料等)をメールで大学コンソーシアム八王子(25大学等加盟)通じて提供し、学生専用ポータルサイトや保護者専用ポータルサイトへの掲載を依頼できたことは、大学教職員向け研修会の実施、若者向け消費者被害防止リーフレット、クリアファイル等の配布と併せて、大学との連携強化及び情報共有が可能となった。	・令和4年4月からの成年年齢引き下げ等に向け大学等消費生活トラブル注意喚起情報資料の提供(メール) ・消費者被害防止クリアファイル配布 ・若者向け消費者被害防止リーフレット配布 ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)配布 ・大学教職員向け研修会 ・大学新入生向け情報誌BIGWESTへ消費生活注意情報などを掲載	

「続」消費教育の推進 2-1 自立、(2)ライフステージや様々な場に応

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向			主な取り組み	担 当 課					
		事業名		課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
行動する消費者市民を育む取り組み	じた消費者教育の推進			学園都市文化課	大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、八王子市による消費生活に関する出前講座実施についての情報提供を行う。	大学コンソーシアム八王子大学等連携部会で八王子市による消費生活に関する出前講座実施についての情報提供を行った。 【実施日：令和2年(2020年)9月30日】 大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST2020」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配布した。 【BIGWEST2020：年1回(40,000部)発行】 八王子市学生支援特別給付金支給決定者に対して、東京都消費生活総合センター作成啓発リーフレットを同封して支給決定通知を送付した。 【八王子市学生支援特別給付金支給決定者：524名】	大学等新入生向けの生活便利帳の発行を通じ、消費生活に関する情報提供を行うことができた。 令和2年度(2020年度)については、新型コロナウイルス感染症の影響により新入生ガイダンスにおける啓発活動は実施できなかったが、八王子市学生支援特別給付金支給事業において関係書類に同封し啓発冊子の送付を行ったことで市内在住の学生に対して消費生活についての周知を図った。	大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、消費生活に関する情報提供を行う。また、より多くの新入生に対する啓発を図るため、市職員の新入生ガイダンスへの参加について、引き続き大学等に協力を呼び掛けていく。 大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、八王子市による消費生活に関する出前講座についての情報提供を行う。 大学コンソーシアム八王子や八王子学生会委員会のSNS等を活用し、学生に対する啓発を行っている。	
		4	高齢者への効果的な情報提供	消費者被害にあうリスクの高い高齢者に対して安心して消費生活を送ることができるように、高齢者に日ごろ接している関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	出前講座等のPRを行い、高齢者を含む受講者を増やす。 ・出前講座 ・高齢者見守り講座 ・注意喚起情報チラシの個配 ・広報特集号(9月1号)で出前講座のPRを実施	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行った。 ・高齢者見守り講座 6回 104人 ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動を28か所で実施した。 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 3,600部 ・出前講座 2回 25名 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに消費生活に関する情報提供を行った。4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京 3月配布 17,000枚 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和2年4月現在 107クラブ 7,587人 17支部)啓発(台町市民センター) 2月10日、3月10日啓発注意喚起情報を提供した。 ・広報特集号(9月1号)で出前講座のPRを実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止ため市民センター等が休館となり、高齢者見守り講座の実施に影響が出た。しかし、通常開館時期を見据え高齢者見守り講座の案内をサロン等に出向き行った。従来から実施している都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布、出前講座の実施、消費生活に関する情報の高齢者あんしん相談センターへの提供、パルシステム東京への注意喚起情報チラシの個別配布と併せて、新たな啓発対象の団体として「シニアクラブ連合会」にも加わり効果的に情報提供できた。	・高齢者見守り講座 12回 ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動の実施 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 ・出前講座 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに消費生活に関する情報提供 4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和2年4月現在 107クラブ 7,587人 17支部)啓発(台町市民センター) ・広報特集号(9月15日号)で出前講座のPRを実施
					福祉政策課	引き続き、関係団体と連携し、情報提供を行う。	東京都民生委員児童委員連合会や東京都、庁内関係所管からの依頼に基づき、民生委員・児童委員が一人暮らし高齢者宅を訪問する際に悪質商法詐欺等の情報提供に努めた。 また、特別定額給付金詐欺に関する注意喚起を、民生委員・児童委員から一人暮らし高齢者に対し、電話や手紙等の手段により行った。	一人暮らし高齢者に直接配布・説明を行える民生委員・児童委員を通じての情報提供の効果は大きいと考える。	引き続き、関係団体と連携し、情報提供を行う。
				高齢者福祉課	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	高齢者あんしん相談センターと情報共有し、被害を未然に防ぐことに努めた。また、消費生活センターからのパンフレット等を各高齢者あんしん相談センターへ配付し、普及・啓発を行った。高齢者あんしん相談センター発行の「高齢者あんしん相談センターだより」等のチラシも配布することで被害防止に努めた。	高齢者あんしん相談センターと情報共有しながら、消費者被害防止対策等の周知の強化を図ることで、適宜、市民にとって必要な情報を提供することはできた。	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
「統」 【消費者教育の推進】 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	5	障害者への効果的な情報提供	消費生活センター	障害者が安心して消費生活を送ることができるように社会福祉施設や福祉サービス提供事業者など、地域の福祉関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいます。	消費生活センター 社会福祉協議会などに、出前講座のPRを行い、関係機関に周知を図る。	広報特集号(点字版・声の広報)の発行や市福祉部等関連所管等、市保健福祉センターへの消費生活ニュースの配布により出前講座などの情報提供を実施した。 ・広報消費生活特集号発行(9月1日号) 283,445部 点字広報 24部 声の広報 69部 ・消費生活ニュース 毎月発行(5月、6月号は新型コロナウイルス感染拡大防止のため発行中止)	点字広報等の発行を行ったが、今後新たな障害者関連講座等の啓発の展開が求められると感ため、障害者の方々が消費者被害に遭わないための啓発が必要である。効果的な啓発・情報発信を検討・実施していく。	・障害者関連講座実施 ・広報特集号で情報提供実施(9月1日号) ・消費生活ニュース配布(毎月)
			障害者福祉課	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に係る虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。	国や都などからの消費生活に関する情報提供があった際に、福祉施設等に対しての通知を行った。 また、福祉施設等に向けた虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかけた。	一定程度の啓発促進を行うことができた。	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に向けた虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。	
	6	外国人市民を対象とした消費者トラブル防止の啓発	外国人市民を対象に消費者トラブル防止の啓発活動、多言語のホームページや八王子国際協会等を通じた消費者トラブルに関する情報提供を行います。	消費生活センター	外国人向け情報誌「Ginkgo」で消費生活の啓発に関する情報を掲載する。	外国人向け情報誌「Ginkgo」11月号掲載	外国人市民に対して「八王子市消費生活センター」の周知を図ることができた。次年度以降は今後国際化により外国人の消費生活トラブルの未然防止等のため、外国人向け講座(仮称)を実施する。	外国人向け講座(仮称)の実施 ・外国人向け情報誌「Ginkgo」掲載
			多文化共生推進課	外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費者トラブル相談窓口の情報提供や啓発を行うとともに、在住外国人サポートデスクにて相談事業を実施する。	外国人向け情報誌「Ginkgo」11月号にて、消費生活相談に関する情報提供を行った。 また、「在住外国人サポートデスク」において、生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施した。 ・在住外国人サポートデスク:月～土曜日 午前10時～午後5時 相談件数 1,024 件 ・専門家による外国人個別相談:行政書士 年12回 弁護士 4回 ・外国人向け情報誌「Ginkgo」11月号 4か国語(発行部数2,132部)	外国人向け情報誌「Ginkgo」11月号に消費生活相談に関する記事を掲載し、外国人市民に啓発を行った。 また、「在住外国人サポートデスク」における生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を行い、外国人市民が消費者トラブルに巻き込まれた際に相談できるよう相談窓口の体制を整えることができた。	外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費生活相談に関する啓発に努めるとともに、「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整える。	
	7	地域活動団体等への学習支援	地域で活動する団体や児童館などの地域活動拠点に向け、消費者教育に関する学習活動の支援を行います。また、市民のニーズにあった消費生活講座や出前講座を実施し、消費生活に関する意識を高める学習機会を提供します。	消費生活センター	引き続き、消費者団体連絡会の開催や企画提案講座の支援、また、消費生活フェスティバルを共催し、活動支援や学習機会を提供する。 ・八王子市消費者団体連絡会:4回 ・消費生活フェスティバル:2月上旬	消費者団体による企画提案講座は応募が無かったため実施に至らなかったが、消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWEBにより開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会: 2回開催 ・消費生活フェスティバル:3/1～31 WEB開催 HP閲覧数 2,421件 ・出前講座(2回 25名) ・消費生活教育講座(1回 32名)	消費者団体連絡会の開催により情報交換を行い、各団体の消費生活に関する意識を高めることができた。そのほか、消費生活フェスティバルをWEBで開催することにより、長期にわたり学習の機会を提供することができた。	引き続き、消費者団体連絡会の開催や企画提案講座の支援、また、消費生活フェスティバルを共催し、活動支援や学習機会を提供する。 ・消費者団体連絡会:3回 ・消費生活フェスティバル:2月(WEB開催)
			児童青少年課	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・子どもシティ」において消費者教育を実施。	参加した子どもを対象に、小遣い帳作りなどお金についての消費者教育を実施する「児童館・子どもシティ」の開催に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染状況から、やむなく中止とした。	実施できなかったことから、効果・期待なし。	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・子どもシティ」において消費者教育を実施。(新型コロナウイルスの感染の広がりの状況を見ながら、実施できる状況下であれば実施する。)	
			生涯学習政策課	新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しつつ、市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。	全138の出前講座のうち、消費生活センターが実施する2講座については、計2回開催し、25名が受講した。	受講者に合わせて、被害に遭いやすい悪質商法の傾向と対策を紹介できた。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、年間を通じて希望に応じて随時講座を開催することで、市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。	
	教育	新社会人等	・新入社員に対する周知・啓発	消費生活センター	産業政策課で実施する中小企業対象 新入社員合同研修、新入社員指導担当者合同研修等を利用して、新社会人に対して啓発を行う。	産業政策課で実施する中小企業対象新入社員合同研修を利用して、新社会人に対して啓発物品を配布せず	悪質商法の被害に遭いやすい新入社員への啓発の重要性から今後啓発物品の充実を考慮し配布していきたい。	産業政策課で実施する中小企業対象新入社員合同研修を利用して、新社会人に対して啓発物品を配布し周知説明を行う 9月28日(火)クリエイティブホール5階ホール
	教育	成人一般	・情報紙の発行、出前講座の実施 ・社員研修等への講師派遣、出前講座の実施 ・啓発用DVDの作成、貸出 ・消費者教育に関連した講座の開設・実施	消費生活センター	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報消費生活特集号を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行(7・12・3月) ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報消費生活特集号発行(9月1日号)	広報消費生活特集号の発行や関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどを通じ市民への情報提供を行うとともに、講座・講演会を実施し消費者安全意識の高揚を図った。 ・広報消費生活特集号発行(9月1日号)283,445部 点字広報24部、声の広報69部 ・消費生活ニュース 毎月発行(5月、6月号は新型コロナウイルス感染拡大防止のため発行中止) ・くらしのレポート 2回発行(7月、12月) ・出前講座 2回 参加人数:25人(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出前講座は生涯学習推進本部通知により6月末まで中止した。) ・消費生活講座 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月22日 参加者:68人 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 12月4日 参加者:32人	広報消費生活特集号の発行や関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報消費生活特集号を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行(7・12・3月) ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報消費生活特集号発行(9月1日号)	

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課			
	事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)
「統」 消費者教育の推進 (3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	1	食育と地産地消の推進	健康政策課	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく予定。 ⇒コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「健康フェスタ・食育フェスタ」を中止した。	「健康フェスタ・食育フェスタ」を中止したため、食育に関する情報を広く市民に周知できなかった。	コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年5月の第3日曜に行っている「健康フェスタ・食育フェスタ」を秋頃に延期することにした。「健康フェスタ・食育フェスタ」では食育に関する情報を多くの方に提供する予定。
			農林課	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA秋の植木市 10/17・18 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/13～15 ※予定していたJA春の植木市は新型コロナの影響により中止 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 5農園 285区画 ひよどり山農園 400区画 農業体験 さつまいも掘り 10月上旬 酪農体験 日程未定 ※予定していたジャガイモ掘り、稲作体験、農業ツアーは新型コロナの影響により中止 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り・りんご狩り・キウイフルーツ狩り	○地産地消の推進 新鮮な地場農産物を供給(道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA秋の植木市 新型コロナウィルス感染症の影響により中止 JA農業祭・農林畜産物品評会 新型コロナウィルス感染症の影響により中止 ○農園事業 市民農園 5農園 285区画 ひよどり山農園 400区画 ○農業体験 さつまいも掘り 天候等の影響による作物の不作により中止 酪農体験 新型コロナウィルス感染症の影響により中止 ○観光農園のPR ブルーベリー摘み取り・りんご狩り・キウイフルーツ狩り	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種農業イベントを中止する結果となったが、消費者の食に対する安全・安心への要求に応えるため、道の駅やJA直売所、庭先販売等で新鮮な地場農産物の供給を行い、「地産地消」を推進した。また、生産者と消費者の交流を図るため、農園事業や観光農園のPRを行った。	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA秋の植木市 10/16・17 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/12～14 ※予定していたJA春の植木市は新型コロナの影響により中止 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 455区画 農業体験 稲作体験6/12、10/9、11/13 じゃがいも掘り 6月下旬 さつまいも掘り 10月上旬 酪農体験 日程未定 ※予定していた農業ツアーは新型コロナの影響により中止 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り
	2	小中学校における食育の推進	小中学校においては、食育リーダーを中心とした食育推進体制を組織し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践します。	指導課 R3～教育指導課	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、各教科及び給食時間を通じた食育を推進する。	組織的な食育の推進のため、食育リーダーを中心に、各教科と食育を結びつける「全体計画・年間計画」を作成、実践した。	「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得につながった。
			保健給食課 R3～学校給食課	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力が発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 多方面からのオリンピック・パラリンピック教育と連携し、「世界ともだちプロジェクト」の一環として、引き続き開催国の料理を毎月全校で提供し、様々な価値観を尊重する心、豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを育成する。 各校に適した内容の料理教室や、給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、料理教室以外にも、家庭で取り組める料理レシピの提供等を行い、家庭における食育支援に取り組む。 2年度より順次開始するセンター方式による中学校給食を安全・安心に提供するとともに、給食を教材として、計画的に食に関する指導を実施できるように、食育教材を充実させ中学生に向けた食育に引き続き取り組んでいく。 また、給食センター施設を活用し、地域にむけて試食会や食育講座を実施する。	令和2年6月に、八王子市のストーリー「靈気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」が都内初の日本遺産に認定されたことを記念し、3つのストーリーに沿った「日本遺産献立」を給食で提供した他、食育メモや給食時間の食育指導を活用して八王子の歴史や文化を伝えた。 地場野菜の使用量は年々増加しており、2年度の使用率は28.3%(前年度より2%増)だった。野菜以外にもブルーベリー、パッションフルーツ、米などの地場農産物を給食で提供した。 また、感染症拡大により和牛の消費が落ち込んだ姉妹都市苫小牧市を応援するため、苫小牧市のブランド牛を使用した給食を全校で実施した。 オリンピック・パラリンピック教育の一環として「世界の食文化」を学ぶ取り組みを毎月実施し、食育メモや掲示物を通じて料理の説明やその国の食文化、オリンピック開催時の日本人選手の活躍等を紹介した。オリパラを通じて世界の食文化に触れる機会を増やすと同時に、日本の伝統的な食文化(和食)の良さを再発見できるよう取り組んだ。 夏休み等を利用した料理教室や食育教室の実施について、2年度は感染症拡大防止のため、全校で一斉開催を中止し、実施できる学校のみとした。年度初めの臨時休校中には、HPを通じて家庭で取り組める給食レシピや動画を配信した。 2年度より給食センターが2施設稼働し、中学校11校に給食提供と食育指導を実施した。また年間計画に沿ったイベント献立や食育教材を配信し、給食を活用した食育推進の充実を図った。 感染症拡大防止のため、給食センターを活用した見学や講習等はできなかったが、給食センターの紹介動画を制作し、ホームページを通じて市民向けに発信した。	感染症拡大の影響により、当初予定していた食育活動が実施できない場面もあったが、HP等を通じた食育の拡充ができたこと、姉妹都市との繋がりを子ども達に伝えるとともに、その特産物のおいしさに触れる機会を持つこと、日本遺産認定を通じて、八王子の文化や魅力を子どもたちに伝えられたこと等、様々な食育の機会を提供することができた。 また、地場農産物の使用率がさらに上がったことで、地場の良さである「新鮮さ」をより味わえるおいしい給食を提供することができた。 世界の料理を通常献立の一つとして提供するのではなく、子どもたちにも馴染みのあるオリンピックにからめたイベント献立として提供したことで、世界の料理や食文化への興味を、より強く持ってもらうことができた。 給食センターでは、小学校と連携しながら食育教材を作成したことで、小学校と同様に生徒が食の情報に触れる機会を持ち、自分の食生活への関心や知識の習得を促すことができた。	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力が発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 オリンピック・パラリンピック教育と連携し、「世界ともだちプロジェクト」の一環として、引き続き開催国の料理を毎月全校で提供し、様々な価値観を尊重する心、豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを育成する。 SDGsをテーマとした食育教材の作成に取り組み、子どもたちの「もったいない」の心を育む。 夏休休業期間等を活用した料理教室や給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、HP等を通じた料理レシピの提供等を継続し、家庭における食育の支援に取り組む。 中学生が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設けるとともに、本市の食育の目標である「自分で弁当を作れる子どもの育成」に取り組んでいく。 また、給食センターを活用して、地域に向けた試食会や食育講座等を開催する。
3	環境に配慮した消費行動	環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。	環境政策課	環境フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。 里山サポーター育成講座は、規模を縮小して実施を検討中。 環境保全活動を担う人材を育成するほか、その人材の活用を図る。また、講座等の内容を時代と市民のニーズに合わせる。	6月6日に開催を予定していた環境フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止とした。 里山保全活動を担う人材の育成講座として、「里山サポーター育成講座」を開催した。10月から2月にかけて初心者向け講座を全9回実施し、18名が修了したほか、令和元年度以前受講生を対象に、フォロー講座を3回、ステップアップ講座を2回実施した。	里山サポーター育成講座では、昨年度よりも多くの受講生が修了(令和元年度:12名)し、地域の環境保全に取り組む市民団体への新規加入した修了者もいた。また、フォロー講座とステップアップ講座には延べ55名が参加した。	6月5日に開催を予定していた環境フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。秋ごろに開催場所を変更しての実施を検討中。 里山サポーター育成講座は、育成講座を9回、フォロー講座を3回、ステップアップ講座を2回実施予定。 環境保全活動を担う人材を育成するほか、その人材の活用を図る。また、講座等の内容を時代と市民のニーズに合わせる。

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

(資料1)

施策の方向				主な取り組み	担 当 課			
		事業名	課 名		令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)
			ごみ減量対策課	<p>さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みをイベント等で啓発していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラワーフェスティバル由木(4月)【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 ・環境フェスティバル(6月)【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 ・八王子駅前イベント(10月) ・戸吹クリーンフェスタ(10月) ・あったかホールまつり(11月) ・消費生活フェスティバル(2月) <p>また、ダンボールコンポスト講習会を実施する。 (目標開催回数30回、目標参加者数延べ400名)</p> <p>取り組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。さらに取り組む市民に講習会やイベントにかかわる機会を設け、普及協力者を増やしていく。</p>	<p>【情報紙・イベントでの啓発】</p> <p>さらなるごみの減量・資源化を図るため、広報特集号「ごみゼロ通信」「海洋プラスチックごみ削減」、本市ホームページ、YouTubeやWEB版消費生活フェスティバルで、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みを啓発した。啓発動画を作成し、本市YouTubeチャンネルへ登録、ホームページ上から閲覧できるようにした。</p> <p>【ダンボールコンポスト講習会】</p> <p>あったかホール・市民センターにおいて、ダンボールコンポスト講習会を開催、生ごみのたい肥化に取り組む市民の増加を図った。</p> <p>・36回開催 367人参加</p>	<p>緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、イベントでの啓発はできなかったが、広報特集号、本市ホームページ、YouTubeやWEB版消費生活フェスティバルで、広く市民に対して、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取組の啓発を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をしてダンボールコンポストの講習会を実施し、環境に配慮した消費行動の啓発を行うことができた。</p>	<p>さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みを情報紙、本市ホームページ、YouTube、イベント等で啓発していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントへの出展 ・広報特集号「ごみゼロ通信」(10月) <p>また、ダンボールコンポスト講習会を実施する。 (目標開催回数30回、参加者数延べ300名)</p> <p>取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。さらに取り組む市民に講習会やイベントにかかわる機会を設け、普及協力者を増やしていく。</p>	

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向			主な取り組み	担 当 課					
	事業名			課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自己評価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
「統」 消費者教育の推進 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「統」 (3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	3	[統]環境に配慮した消費行動 (環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。)	北野清掃工場 水再生施設課	令和2年度も同様に施設見学による情報発信・小学校・町会等との協働事業を計画しているが、新型コロナウイルス感染拡大による事業精査により、大きく見直すこととなる見込み。	北野環境関連施設を社会科見学等で訪れる小学生・市民・各種団体等に、職員の説明・見学・見学用DVDを通して情報を発信し、環境関連施設の役割・意義を伝えたり、社会科見学後に学校から成果品(壁新聞)を募集し、入選作品を表彰して子どもたちの環境への意識の高揚を図ろうとしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で社会科見学をはじめほとんどの事業を見合わせた。 市内公園から発生した剪定樹木を原料とした「木質バイオマスボイラー(愛称「ポカポカ足湯」)で再生可能エネルギーの普及啓発を図ったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で稼働日・利用者数も大幅に減少した。 【令和2年度実績】 環境関連施設見学者数 北野清掃工場 1件 18名 北野下水処理場 0件 0名 職場体験実施者数 北野清掃工場 中止 北野下水処理場 中止 水辺の楽校事業 中止 明神町二丁目町会との協働花植え事業 2回実施 壁新聞コンテスト 中止 足湯稼働日数 65日 足湯利用者数 1,183名 環境フェスティバル・あったかホールまつりへの出展も予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった。	新型コロナウイルス感染拡大の影響で大部分の事業が中止となったため、環境に関する情報発信などはほとんどできなかった。 北野清掃工場・水再生施設課などの組織の今後も見据え、市民・学校・近隣町会等との協働事業への転換を図っているが、体制・活動内容などは検討を継続する必要がある。	新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも可能な実施方法や感染防止対策を検討しながら環境教育・環境学習の推進を図る。	
					地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行います。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行います。 参加イベント ・環境フェスティバル(6月)中止 ・マイバッグ利用店頭啓発活動(10月) ・あったかホールまつり(11月)				
					戸吹クリーンセンター	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行います。 ・戸吹クリーンフェスタは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行います。 <参加イベント> ・環境フェスティバル(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) ・あったかホールまつり(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントがすべて中止になったため評価できない。	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行います。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行います。 <参加イベント> ・環境フェスティバル(中止) ・あったかホールまつり(11月)
						引続き、広報消費生活特集号による啓発を行い、「倫理的(エシカル)消費」の浸透を図る。 また、小・中学生向け消費者教育副読本の改訂版を継続して作成し、配付していくほか、あらゆる機会を捉えて倫理的(エシカル)消費の啓発を行っていく。	「学校教育における環境基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間計画を作成し、環境教育を実施した。	全市立小・中学校において「環境教育の目標」を設定し、よりよい環境にするために行動力をもつ児童・生徒を育成する取組を行うことができた。	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。
	教育	倫理的(エシカル)消費の啓発	障害者の作った製品やフェアトレード商品の購入など、人や社会・環境に配慮した消費行動を推進するため、倫理的(エシカル)消費(*3)関連の各種イベント、講座を実施します。 学習指導要領などに基づき、社会科、家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	障害者の作った製品やフェアトレード商品の購入など、人や社会・環境に配慮した消費行動を推進するため、倫理的(エシカル)消費(*3)関連の各種イベント、講座を実施します。 学習指導要領などに基づき、社会科、家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	東京都消費者月間実行委員会・八王子市消費生活啓発委員会と共催で、「消費生活を身の丈に合わせて再整理して、くらしを見直すヒント」を学ぶ講演会を開催。 テーマ「こんな時代だから知っておきたい！この時代に合わせた食とくらしの知恵」 講師 魚柄仁之助 広報消費生活特集号(9/1)で「身近にできるエシカル消費」の実例を掲載 ほとんどのイベントが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止されたが、消費生活フェスティバルはWEB開催し、環境や食品ロスについて考える団体の紹介・発表を行った。	学校教育現場はコロナウイルス感染症拡大防止のため、休校・中止となったが、家庭学習で教材(副読本)活用になるよう問題形式に工夫を行っている。 幅広いライフステージに対してエシカル消費への関心や周知を行うよう、教材・講演会・紙面・WEB等の情報発信の方法も工夫して行った。	他の機関との連携や情報発信の方法を模索しながら、市民のエシカル消費への取組みを喚起する。	
				指導課 R3～教育指導課	令和元年度に作成した副読本を活用する。	令和元年度に作成した八王子市ならではの消費者教育ができる副読本を活用し、社会科・家庭科等で活用して授業展開に役立てた。	市内の中学生が、消費者としての権利と責任、また自身の行動が環境や社会に与える影響について正しい知識と理解を含める助けとなった。	令和2年度に作成した副読本を活用する。	

(*4) Education for Sustainable Developmentの略。現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことを示します。

(*3) 障害者の作った製品、寄付付き商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品の購入など、消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。(出典 消費者庁「倫理的消費」調査研究会 中間とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～)

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

(資料1)

施策の方向			主な取り組み	担 当 課				
		事業名		課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)
防		5 成年後見制度等の制度周知	安心して消費生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレットの配布、講座の開催などにより、制度の周知を図ります。	福祉政策課	令和2年度事業計画として講演会2回、学習会9回開催予定。 パンフレットも引き続き増刷予定。	講演会 1回開催 参加人数 9名 学習会 4回開催 参加人数 29名 (講演会、学習会共に4～10月は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、開催を見送った。なお、学習会については感染症拡大防止対策として、定員を従来の半数で開催するため、同様の内容で2回行った。)	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、講演会、学習会共に人数を半分に制限して行った。参加者は少なかったが、たくさんの質問があり、活発な講演会・学習会となった。今後もこのような状況は続いていくと思われるので、感染拡大防止に努めつつも、制度周知についてPRを行っていきたい。	令和3年度事業計画として講演会3回、学習会10回開催予定。 パンフレットを増刷予定。

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和2年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和2年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	
【消費者被害の防止・救済】	(1) 相談体制の充実による救済の強化	1 消費生活相談員による相談の実施	消費生活センター	引続き、消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行う。 消費生活相談員は、随時、研修等で専門的知識の向上を図る。	消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行った。 4・5月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談者に対し電話相談への協力を市ホームページ等で呼びかけ、6月からは面談での相談を再開した。 消費生活相談件数は4,827件(前年度4,884件△1.2%)となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に関する相談があり、加えて健康食品や化粧品などの定期購入などの相談も増加傾向の様相を示したが全体としては57件の減少となった。	消費生活相談員の適切な相談対応により消費者被害の拡大防止・早期解決に努めた。	引続き、消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行う。 消費生活相談員は、随時、研修等で専門的知識の向上を図る。	
		2 多重債務相談の実施	消費生活センター	引続き、消費生活相談員による相談を実施する。 必要に応じて法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じ法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげた。 ・相談件数 70件(前年度相談件数 91件、△23.1%) ・多重債務問題庁内連絡会 11月17日 11課14名参加(全体18課) 必要に応じ法テラスやクレジットカウンセリング協会等の多重債務相談を紹介し解決につなげた。	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じ法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげた。	引続き、消費生活相談員による相談を実施する。 必要に応じて法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	
		3 専門的な相談の実施	消費生活センター	引続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回予定	弁護士による消費生活法律相談を4月～6月を除いて毎月実施した。 ・相談件数 18回 70件(新型コロナウイルス感染拡大防止により4～6月6回分中止)	弁護士などとの連携により、消費者トラブルにおける市民救済の強化が図られた。	引続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回予定	
		4 特別相談の実施	消費生活センター	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行っていく。 また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 総合市民相談会 令和3年(2021年)1月実施予定	年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行った。 【令和2年度相談件数】 法律相談 1,166組	各種専門相談について、市ホームページ・広報への掲載や、チラシの配布をすることで、市実施の相談について周知を図った。 また、いつでも相談が受けられる体制を整え、相談者の問題解決に寄与した。 令和3年(2021年)1月に総合市民相談会を開催予定であったが、緊急事態宣言の発令により中止した。	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行っていく。 また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 総合市民相談会 令和4年(2022年)1月実施予定	
(2) 関係機関と連携した事業者指導	1 悪質事業者の公表・指導	国、東京都、警察、弁護士会などと連携し、悪質事業者への指導、勧告、事業者名の公表などを行い、不適正な取引行為を防止します。	消費生活センター	引続き、国や東京都などの関係機関と連携し、悪質事業者への指導などを実施する。	警察署、東京都からの照会に対し、相談情報の提供を実施した。 東京都 12件 警察署 13件	警察と連携し、悪質業者による不適正な取引行為を防止した。	引続き、国や東京都などの関係機関と連携し、悪質事業者への指導などを実施する。	
	2 商店会、商工会議所との連携	商店会、商工会議所と連携し、事業者に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用し、個人営業店を含めた事業者との情報交換及び情報収集を積極的に行い、事業者指導に向けて連携を図ります。	消費生活センター	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期：(前期)6月・7月※新型コロナウイルス感染拡大防止により中止 (後期)10月・11月	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行った。 【立入検査】 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	コロナウイルス感染拡大防止により立入検査中止	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期：(前期)6月～8月 (後期)10月～12月	
(3) 相談員の専門的知識の向上		(独)国民生活センターなどの関係機関による研修へ計画的に参加し、相談員の専門的知識の向上を図ります。研修後は消費生活センターや市役所内関係課へのフィードバックにより、専門的知識や最新知識の共有に努めます。	消費生活センター	引続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に参加し、消費者教育や消費者被害の防止などに役立つよう相談員の専門的知識の向上を図る。	(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に積極的に参加し、終了後に受講した相談員が全相談員へ報告することで情報共有を図った。 ・国民生活センター研修 13講座 延19名 ・東京都研修 15講座 延28名 ・その他 4講座8名	(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に参加し、消費者教育や消費生活相談対応のレベルアップが図られた。	引続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に参加し、消費者教育や消費者被害の防止などに役立つよう相談員の専門的知識の向上を図る。	